

重信川・石手川の刈草を無料で提供します

堤防は、洪水から地域の安全を守るために大変重要な施設です。

松山河川国道事務所では、重信川・石手川の堤防に異常が無い点検・確認するため、毎年2回の除草を実施しており、大量の刈草が発生しています。

この堤防の除草で発生した刈草を、資源のリサイクルやコスト縮減のため、農家・畜産家・酪農家や、その他の希望される方々に無料で提供いたします。

刈草の提供を希望される方は、下記の提供の主な条件等及び注意事項を了承のうえ自由にお持ち帰りください。

【提供の主な条件等】

1. 刈草の積込や運搬などは、一般の方に迷惑のかからないよう、また事故の無いよう安全には十分配慮してください。配布における事故やトラブル等に関して、国土交通省松山河川国道事務所は一切の責任を負いません。
2. 積込・運搬等については、刈草の提供を受ける方の負担において実施してください。
3. 刈草の譲渡・転売・換金など営利目的での使用は行わないでください。
4. 除草を行う前には、大きな異物を除去しておりますが、取り切れないゴミなどが混入している場合がありますので、農家・畜産農家・酪農家・その他刈草の提供を受ける方において、用途に適しているか判断してください。
5. 提供した刈草の混入物等により農作物及び家畜等に事故等が発生しても、国土交通省松山河川国道事務所は一切の責任を負いません。
6. 引取った刈草は、全量について責任を持って利用してください。引渡し後の処理については、国土交通省松山河川国道事務所は一切の責任を負いません。

【注意事項】

1. 刈草は、30cm×40cm×60cm程度の方形に梱包して除草した堤防付近に置いてあります。
2. 一定期間を経過した後に残っている刈草は、回収して集積場所（位置図参照）において再配布しますので、堤防に梱包した刈草が無い場合は集積場所をご確認下さい。（梱包が解けている場合があります。）
3. 利用状況の把握と不法投棄防止の観点から、氏名や引取数量(概数)を確認させて頂く場合があります。
4. 引取った刈草を投棄するなど、適正に利用しない場合には法律により罰せられます。
5. 予約や取り置きは受け付けていませんので、無くなり次第終了となります。
6. 除草の時期については、下記の問い合わせ先へ確認して下さい。
7. 規制杭の解除が必要な場合は、下記の問い合わせ先に連絡してください。

■ 除草・集草・梱包及び仮置き状況



■堤防の除草範囲と刈草の集積場所

除草・梱包後1ヶ月程度を目処に持ち帰られずに残った刈草は、回収して下の4箇所の集積場所に集積します。

利用にあたっては、現地にて実物を確認した上で利用者の責において適否を判断してください。

不明な点については、下記の問い合わせ先までご連絡下さい。



【問い合わせ先】

国土交通省 四国地方整備局
松山河川国道事務所 重信川出張所

〒791-1113
松山市森松町454-47
TEL 089-958-8215
(平日の8:30~17:15)

